

# 職員の給与等に関する報告および勧告に当たって（談話）

平成22年10月14日

滋賀県人事委員会委員長 市木 重 夫

本日、人事委員会は県議会および知事に対して、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告を行いました。

この勧告は、毎年、地方公務員法に基づく給与決定の諸原則により、職員の給与を民間の給与と均衡させるために行っているものです。

本年は、職員の給与と民間の給与を比較したところ、月例給については、公務が民間を下回っていたことから、様々な角度から慎重に検討を行った結果、地域手当の引上げを行うとともに、国家公務員の俸給表の改定に準じて給料表の減額改定を行うことといたしました。また特別給については、公務が民間の支給割合を上回っていたことから、引き下げることにいたしました。

給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されている代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものであります。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、県民の理解を得るものとして定着しており、職員の士気の高揚や有為の人材の確保など、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものであります。

本県においては、厳しい財政状況を理由として、足掛け8年の長きにわたり職員の給与が減額して支給されているところではありますが、こうした措置は、地方公務員法で定める給与決定の原則とは異なる基準により実施された異例の措置であります。当該措置は平成23年3月までの期限を限ったものではありませんが、こうした措置が繰り返されることのないよう、強く要請しているところであり、職員の給与決定に当たっては、勧告に基づく適正な給与水準が確保されるべきものと考えます。

県民各位におかれては、人事委員会勧告の意義ならびに県職員に適正な処遇を確保することの必要性について、深い御理解を賜りたいと存じます。

なお、職員の綱紀の粛正と服務規律の確保については、各任命権者において再三注意の喚起、指導の徹底が図られてきたところではありますが、今般、県民の信頼を損なう不祥事が連続して起きたことは極めて遺憾であります。県職員諸君は、県民生活の維持・向上・安全確保等の職務に精励されているところではありますが、今一度初心に立ち返り、県民の期待と信頼に応えるため、一層の高い倫理観と使命感を持って職務に精励されることを強く期待します。とりわけ幹部職員にあっては、その職責の重さ、その行動が公務の信頼に与える影響の大きさを十分理解し、率先して県民の信頼の回復に努められるよう切に要望します。